

重要事項説明書 (居宅介護支援)

社会福祉法人 東益津福祉会(以下「事業者」と言う。)が運営する高麓居宅介護支援事業所(以下「事業所」と言う。)があなたに提供するサービスの重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東益津福祉会
事業者の所在地	焼津市坂本385番地の1
電話番号	054-628-0070
代表者職	理事長
代表氏名	村松 幹子

2 事業所の概要

事業所の名称	高麓居宅介護支援事業所
事業所の所在地	焼津市坂本385番地の1
電話番号	054-620-1256
介護保険事業所番号	2275100044
指定年月日	平成11年8月1日
交通の便	JR 焼津駅下車、静鉄バス朝比奈線坂本バス停 下車徒歩2分 東名焼津I.Cから1.5km
通常の事業の実施地域	焼津市の区域

3 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 専従 1人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	6人	常勤 専従 2人	主任介護支援専門員
		非常勤 専従 1人	主任介護支援専門員
		常勤 専従 3人	介護支援専門員

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日。ただし、国民の祝祭日(休日含む)及び、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分。ただし、電話等による連絡には24時間応じ常時相談に対応します。 営業時間外連絡先 携帯電話 080 - 3147 - 4995

5 居宅介護支援の概要

(1) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止の為、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の内容

項目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	あなたとあなたの家族の同意を得て申請代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	あなたの心身の状況、置かれている環境、あなた及びあなたの家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	居宅サービス計画実施状況の把握及びこれに基づく給付管理票の提出を行うと共に必要に応じて居宅サービスの変更その他の便宜の提供を行います。
サービス事業者等との連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	居宅で日常生活を営むことが困難となった場合、又は介護保険施設への入所等を希望する場合は介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行います。

(3) 居宅介護支援の利用にあたって

事業所が居宅介護支援サービスの提供が困難の場合は、他の事業所等の情報提供等の便宜を計らいます。また、担当の介護支援専門員の変更を希望する場合は申し出てください。

6 利用料金

(1) 介護保険適用部分

原則としてあなたには利用料を請求しません。介護保険制度から介護報酬として事業所に全額給付される為、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をお支払いいただきます。その際は、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所にて、差額の払い戻しを受けることができます。

利用料は下記の単位数に 10.21 円を乗じた金額となります。

・要介護 1・2 1,042 単位/月 ・要介護 3・4・5 1,353 単位/月

加算 以下の要件を満たす場合は基本単位数に加算されます。

初回加算 300 単位/月

新規あるいは要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し、居宅サービス計画を作成した場合。

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位/月

利用者が病院等に入院する際に 介護支援専門員が病院等に訪問し、当該病院等の職員に面談し必要な情報提供を行った場合。

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位/月

利用者が病院等に入院する際に介護支援専門員が病院等に訪問する以外の方法により、当該病院等の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

退院・退所加算 300 単位/回 ※入院・入所期間中に 3 回を限度。

病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整を行った場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位 ※1 月に 2 回を限度。

病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合。

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際、利用者に関する情報を提供し、小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/回

看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、居宅サービス計画作成等に協力した場合。

特定事業所加算(Ⅰ) 500 単位/月

主任介護支援専門員を 2 名以上、及び常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合。

特定事業所加算(Ⅱ) 400 単位/月

主任介護支援専門員及び介護支援専門員 3 名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。

特定事業所加算(Ⅲ) 300 単位/月

主任介護支援専門員と介護支援専門員 2 名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合。

(2) 交通費

サービスを提供する通常の事業の実施地域にお住まいの方	無 料
上記以外にお住まいの方	介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費実費が必要となります。(通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 1km につき 200 円)

7 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 居宅介護支援に対する苦情

事業所の居宅介護支援及び事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

担 当 橋ヶ谷佳広
電 話 054-628-0070

この他、市町や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

焼津市	担当窓口	焼津市 健康福祉部 長寿福祉課
	電話番号	054-626-1159
藤枝市	担当窓口	藤枝市 地域包括ケア推進室
	電話番号	054-643-3225
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課 苦情相談窓口
	電話番号	054-253-5590

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

<事業所> 所在地 焼津市坂本 385 番地の 1
名 称 高麓居宅介護支援事業所
説明者 _____ 印

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

<上記代理人> 住 所 _____
氏 名 _____ 印

<身元引受人(保証人)> 住 所 _____
氏 名 _____ 印